

第23回政策評価審議会（第26回政策評価制度部会との合同）

1 日 時 令和3年5月26日（水）10時00分から12時00分

2 開催方法 Web会議により開催

3 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、
田淵雪子委員、前葉泰幸委員、田辺国昭臨時委員、横田響子臨時委員

（法務省）

押切保護局更生保護振興課長

（農林水産省）

青山農村振興局整備部防災課長

（熊本県）

青木農林水産部農地整備課長

（総務省）

長屋総務審議官、白岩行政評価局長、米澤大臣官房審議官、佐々木大臣官房審議官、
砂山総務課長、原嶋企画課長、辻政策評価課長、花井評価監視官、野竹評価監視官

4 議 題

- 1 会長互選、会長代理指名、部会の構成員指名、部会長指名、部会長代理指名、ワーキング・グループ（規制評価及び公共事業評価）の構成員指名
- 2 政策評価審議会提言を踏まえた今後の取組について
- 3 行政評価局調査について（外来種対策の推進に関する政策評価）
- 4 政策評価制度部会に係る取組の状況について

5 資料

- 資料1 政策評価審議会名簿（令和3年4月1日現在）
- 資料2-1 農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視（概要）
- 資料2-2 農林水産省提出資料
- 資料2-3 熊本県提出資料
- 資料2-4 農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視（第一報）（案）
- 資料2-5 「更生保護ボランティア」に関する実態調査（概要）
- 資料2-6 法務省提出資料
- 資料2-7 提言を踏まえた今後の主な取組
- 資料2-8 政策評価の改善に向けた取組について
- 資料2-9 政策評価の改善に関するワーキング・グループの設置について（案）
- 資料2-10 行政機関が行う評価に係る実態の把握等に関するワーキング・グループの設置について（案）
- 資料3 外来種対策の推進に関する政策評価（実地調査結果の中間報告）
- 資料4-1 公共事業に係る政策評価の点検結果（令和2年度）
- 資料4-2 令和2年度の実証的共同研究の取組について
- 参考資料1-1 政策評価審議会関係法令
- 参考資料1-2 政策評価審議会議事運営規則

6 議事録

（原嶋企画課長） おはようございます。企画課長の原嶋です。開始時刻には少々早いですが、委員の皆様おそろいですので、会長が選出されるまで、便宜上、事務局で進行を務めさせていただきます。

それでは、第23回政策評価審議会と第26回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。委員改選後の初めての会合です。

本日、委員の皆様は、テレビ会議システムにより御参加いただいております。

それでは、本日最初の議題は、「会長互選」、「会長代理指名等」についてです。4月1日

付けで、政策評価審議会委員及び臨時委員の発令がございました。発令後の名簿は、お手元の資料1のとおりです。

それでは、会長の選出を行います。政策評価審議会令第4条第1項の規定により、会長は、委員の互選により選任することとされております。適任と考えられる方を御推薦いただきたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(森田委員) 森田ですが、発言してよろしいでしょうか。

(原嶋企画課長) はい、よろしくお願いいたします。

(森田委員) 私は引き続きまして、岡委員を会長に御推薦したいと思います。これまで会長として、政策評価に関して大変な御貢献をいただいておりますし、広く行政の各分野についても御存知であることから、引き続き会長に御就任いただくのがよろしいのではないかと思います。御推薦させていただきます。よろしくお願いいたします。

(原嶋企画課長) ありがとうございます。森田委員から岡委員を御推薦いただきました。皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

(原嶋企画課長) ありがとうございます。賛同いただきましたので、岡委員が会長に就任されます。

以後の議事進行は岡会長にお願いいたします。岡会長、よろしくお願いいたします。

(岡会長) 引き続き、政策評価審議会の会長を務めさせていただきます。皆様、よろしくをお願いいたします。

議事に先立ちまして、一言だけ御挨拶させていただきます。3月に取りまとめました政策評価審議会の提言が今後の取組に大いに活かされ、評価の改善、ひいては政策の改善に繋がることを期待しております。そのためにも、現場の実態を十分把握するとともに、関係者の協力を得ながら連携を深めることが極めて重要であります。政策評価審議会がチーム一体となって、これらに貢献すべく最善を尽くしたいと考えておりますので、皆様よろしく御協力お願い申し上げます。

それでは、議事を進めます。まず、政策評価審議会令第4条第3項の規定により、会長代理を指名いたします。会長代理は、引き続き森田委員にお願いいたします。

次に、政策評価審議会令第5条第2項の規定により、政策評価制度部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員を、第3項の規定により、部会長をそれぞれ指名いたします。部会の構成員は、これまで部会に所属いただいた委員、臨時委員、専門委員、そして新たに就任さ

れた横田臨時委員をお願いいたします。部会長は、引き続き森田委員をお願いいたします。

事務局は、本日の会合の終了後、部会の構成員一覧等を追加資料として公表するようお願いいたします。

部会長代理の指名は、政策評価審議会令第5条第5項の規定により、森田部会長をお願いいたします。

森田部会長、御発言があれば、よろしくをお願いいたします。

(森田会長代理) こちらこそ、よろしくをお願いいたします。引き続き部会長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、部会長代理を指名いたします。部会長代理は、引き続き、牛尾委員をお願いいたします。

また、各ワーキング・グループの構成員等につきましては、別途、私のほうで指名させていただきますまして、後日、事務局を通じて皆様にお知らせします。事務局は通知後、各ワーキング・グループの構成員一覧を本日の会合の追加資料として公表するようお願いいたします。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ここで新たに就任された横田響子臨時委員から御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(横田臨時委員) ありがとうございます。横田響子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

1人だけ新任ということで、非常に緊張しております。これからどうぞよろしくお願いいたします。簡単に自己紹介させていただきます。現在、株式会社コラボラボを運営しております。女性経営者の事業継続支援を行っているのですが、その傍ら、お茶の水女子大学で行政のアントレプレナー育成などにも携わっております。霞が関の会議に関しては、10年ほど前から女性活躍、男女共同参画の文脈で参加しており、最近では行政事業レビューや、財政制度等審議会、また、地方制度調査会などにも参加するなど、横断的なテーマに携わっております。

今回、臨時委員に就任するに当たって、政策評価審議会提言も拝読させていただきました。非常に明確にユーザーが定義されていて分かりやすく、迷ったときには、この提言を読み直して、心に刻みながら参加させていただこうと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。皆様、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題2に移ります。議題2は「政策評価審議会提言を踏まえた今後の取組について」です。政策評価審議会の提言については、去る3月17日に、会長の私から熊田総務副大臣にお渡しいたしました。熊田副大臣からは、提言をしっかりと受け止め、今後の取組に生かしていくとの力強いお言葉をいただいております。

本日は、行政評価局において、提言を踏まえて、ユーザーのニーズを重視する取組を開始していると聞いておりますので、報告いただき、皆様の御意見を伺いたいと思います。

まずは、「農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視」について、事務局から概要を説明いただき、ユーザーである農林水産省と熊本県にウェブで参加いただいておりますので、現場の実態を伺いたいと思います。

それでは、議事進行は、しばらく事務局にお任せします。

(花井評価監視官) 担当評価監視官の花井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単に、今回の調査の概要を御説明申し上げます。この調査は4月から実地調査を始めたばかりのものです。調査の目的は、農業の災害復旧の迅速化となっており、これまでですと、職員や事業者の不足などに焦点を当てたものになりがちでしたが、今回は、現場の復旧事業の各プロセスにおいて、少しでも迅速化を図る工夫や知恵がないか洗い出す調査を考えております。

そこで、特に今回の調査では、準備段階から、ユーザーである地方公共団体や農林水産省の協力を得て、基礎データの提供から始まり、様々な現場実態のヒアリングを進め、その中で見えてきた課題を調査設計に盛り込むことができました。課題としては、資料2-1にありますように、被害状況の把握時点でのドローンや人工衛星画像などのICTの活用、応急工事の活用、そして計画変更の協議についての悩みなどを把握しております。

それでは、まず農林水産省の青山防災課長から、農業災害復旧事業の概要と早期復旧に向けた課題や取組を御説明いただきます。

青山課長、よろしくお願いいたします。

(青山防災課長) ただいま御紹介いただきました、農林水産省農村振興局整備部防災課長の青山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料2-2で御説明させていただきますが、その前に、少々お話しさせていただきます。農林水産省としましては、災害時の早期の復旧・復興に向けて、いろいろ努力をしており、被災地の皆様に寄り添った仕組みを運用していきたいと考えておりますが、なかなか私ど

もも気付かないところがあるのではないかなと率直に感じており、今回、このような形で私どもの事業を取り上げていただき、御審議いただけるということで、大変感謝しております。ありがとうございます。

何とぞ御審議賜りまして、現場にとってより良い仕組みとなりますよう、どうぞよろしくお祈いします。

資料2-2に沿って御説明させていただきます。まず1ページ目を御覧ください。災害復旧事業の概要です。この災害復旧事業ですが、地震や豪雨などによって被災した農地・農業用施設の早期復旧を行うことを目的としておりまして、事業主体は、国、都道府県、市町村、また、農業団体である土地改良区などがありますが、今回御審議いただきますのは、主に市町村が事業主体となっているところになろうかと思えます。

補助率には、基本補助率というものがあまして、農地の部分では50%、施設では65%となっています。こちらは増嵩する仕組みがございまして、後で御説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。災害復旧事業の流れです。災害復旧事業のポンチ絵で、発災から復旧工事着工までのフローを記しております。この中で、災害査定をしております、これにより復旧事業の経費を決定し、補助金を交付しております。

また、被害の拡大を防止し、復旧を急いで行えば次の作付けに間に合う場合もありますので、災害査定の前に復旧工事に着手する制度も設けています。

次のページを御覧ください。災害査定概要です。災害査定につきましては、農林水産省の職員である査定官と財務省の職員である立会官の2名が現地に赴きまして、実際の現地を確認し、その場で国庫補助の対象となる災害復旧の事業費を決定する仕組みとなっております。

次のページを御覧ください。先ほど申し上げました、災害復旧事業の補助率の関係です。基本の補助率は農地については半分の50%、施設は65%ということですが、農家の負担軽減のために補助率をかさ上げする仕組みを設けております。この図は、一見分かりにくいかと思うので、少し御説明させていただきます。

例えば上の農地の被災の場合です。8万円と15万円のところに線が入っております。農家1戸当たりの復旧事業費が50万円であったと仮定しますと、最初の8万円のところは基本補助率の50%が適用されて、補助残部分は地元の負担になります。

それから、8万円から15万円までの部分は、80%の補助率になりまして、残りが地元の負担になる。15万円以上の部分では、全て90%の補助率になりまして、残りが地元の負担にな

るという仕組みを設けております。

これが激甚災害になりますと、更にかき上げされまして、地元の負担が極力軽くなるような仕組みを採用しております。

次は5ページ目です。農地・農業用施設の被害の増加です。近年、御承知のとおり大きな地震や豪雨災害が頻発しており、その内容も非常に深刻なものになっております。このような場合、大規模に被災しますので、農地・農業用施設の復旧が長期化するケースが見られるということです。

次のページを御覧ください。写真を載せておりますが、このような被災があるということでイメージしていただけるよう掲載しております。

順番に申し上げますと、一つ目は、豪雨によりため池の堤体が崩れまして、決壊しそうになっている写真です。

二つ目が、農地に土砂が流入したケースです。

三つ目、上の段の最後の写真ですが、水田の法面が崩れております。こうなりますと、水が張れないため、ここを直さなければならないのですが、板みたいなのが御覧いただけるかと思うのですが、崩落したところ以外で、少しでも営農できますように、このように水田に水がためられるようにして、後で農地の復旧を行う、このようなこともしております。

下の段に行きまして、赤字で用水路と書いていますが、これはもともと用水路があったのですが、土砂で埋まっております。これについては、もう1回土砂を取りまして、水路の機能を回復させることが必要になります。

次ですが、揚水機場の浸水ということで、水をくみ上げるためのポンプがあるのですが、洪水で建屋に水が入り、ポンプが浸水して使えなくなってしまった状況です。

最後の写真ですが、頭首工の損壊と書いています。河川に堰上げの施設を設けまして、そこで河川から農業用水を取る頭首工という施設があります。これが洪水により被災してしまったという写真です。

このような被災を復旧していく事業です。

次のページを御覧ください。7ページ目です。地方公共団体の職員の減少です。災害復旧事業の実施主体となります市町村や都道府県では、技術系の職員も減少してきております。ピークのとくと比べると随分減ってきておりますので、なかなか迅速な復旧ができず、復旧が長期化しているということです。

次のページは事務負担の軽減です。私どもも、事務負担の軽減にいろいろ取り組んできて

おり、まず、一つ目です。大きな災害が発生したときに、よく地元から御要請いただくのですが、迅速に復旧に取り組むために、激甚災害に指定される対象であるならば、早期に指定していただきたい。そうすると、安心して復旧に取り組めるという御要望をいただいております。

この激甚災害の指定におきましては、現場の市町村、都道府県から、被害額の報告をいただいております。この被害額が基準額に達すると、指定できるということにして、その見込みをなるべく早くお伝えしようという取組を最近しております。発災した直後、現場でもいろいろ多忙な状況の中、被災額を算定するのもやはり時間がかかるということにして、その辺りが負担になっています。

また、早期復旧に向けて、査定設計書の作成に要する作業も軽減したいと思っておりますが、まだまだ課題を抱えていると私どもも認識しています。

9ページ目です。人的支援ということで、大きな災害が発生した場合に、地方公共団体間で職員を派遣するスキームがありますが、更に不足する場合、国の職員も積極的に現地に派遣して応援しておりますし、国でも民間コンサルタントの確保に向けた取組をしております。

次のページを御覧ください。災害査定の簡素化です。大規模な災害時には、机上査定と申しまして、現場に行くのではなく、会議室で写真、図面等の資料により審査する仕組みもあります。詳しくは後で御覧いただければと思います。

次のページを御覧ください。査定前着工の活用ということで、先ほど少々申し上げましたが、査定という審査の前に、実際に現場を直していただく仕組みも採用しております。応急仮工事と応急本工事の二つございますが、こういったものも、極力活用していただければと考えております。

最後のページですが、早期復旧に向けた取組と課題です。左の取組につきましては、先ほど申し上げたものです。主な課題については、右に記載しておりますが、まずは技術系職員の確保が大事ではないかと考えております。また、これに限らず、ドローンやICT、こういった新しい技術を活用しまして、いろいろな作業の効率化を図れないか、今取り組んでおります。

また、事務手続につきましても、システムの導入で効率化できないかということを考えております。最後ですが、災害査定の簡素化については、ずっと取り組んでいるところであり、また御審議いただければと思いますが、今後もしっかり行ってまいりたいと考えております。

す。

私の説明は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

(花井評価監視官) 青山課長、ありがとうございました。

続きまして、災害復旧の現場として、熊本県からお話を伺いたいと存じます。熊本県は、令和2年7月豪雨により、農林水産関係全体では1,000億円を超える被害が出ております。そのような中、熊本県からは調査準備段階より大変貴重なデータの提供や、現場における悩み等のヒアリングに御協力いただき、大変感謝申し上げます。

また、先週末の大雨では、災害対策基本法改正後、初めての避難指示も出され、青木農地整備課長も出張続きと伺っております。お忙しい中大変恐縮ですが、青木課長、御説明どうぞよろしくをお願いします。

(青木農地整備課長) ただいま御紹介いただきました、熊本県農林水産部農地整備課長の青木です。本県農地整備課につきましては、農業生産基盤の整備全般を所掌しておりますが、その中で農地・農業用施設の災害復旧についても担当しております。本日はよろしく願いいたします。

それでは、資料2-3に基づきまして、令和2年7月豪雨における災害復旧事業についての取組を説明させていただきます。まず、資料を御覧いただきまして、災害について簡単に御説明させていただきます。令和2年7月豪雨は、7月4日の朝方にかけて、県の南部9地点で観測史上1位の12時間降水量を記録する大雨でした。24時間雨量に関しましても、県南の7地点で観測史上1位となっております。

また、7月6日から8日未明にかけて、県北でも断続的に非常に激しい降雨がありました。これによって、広範囲に降った大量の雨が河川や水路に流れ込み、球磨川を始め複数の河川や水路で氾濫を引き起こしたものです。

具体的な農地・農業用施設の被害といたしましては、法面の崩壊や土砂流入、それから水路の洗掘、頭首工の流出、農道の崩壊、こういったものが1万5,200件ありまして、被害額で405億円となり、これは平成28年の熊本地震に次ぐ被害となっております。

それでは、実際の災害復旧の流れを見ながら、今回の取組について御説明させていただきます。災害復旧事業の手続という資料で、災害発生時からの災害復旧事業の流れを記載しております。この多くは、被災市町村で行うことになり、市町村が事業主体となっております。

この中で、大規模災害の際には膨大な件数の手続を短時間に行うことが必要となってくるところです。その手続について、大きく分けて三つのポイントを示しています。まず、手

続の流れの二つ目にあります災害報告です。これは先ほど申しましたように、今回、1万5,200件の農地及び農業用施設の被害が報告されておりますが、これを3週間以内に取りまとめて報告する必要があるというものです。

二つ目は、災害査定の関係です。これは実際に災害復旧事業計画概要書を提出したものの、結果としては2,532件ですが、査定の設計をして、査定計画を出すというもので、この査定を12月までに終わらせる必要があるということ。それから三つ目が、事業着工してから、計画変更するものがあります。これはまだ引き続き行っておりますが、少なくとも1,100件程度はあり、更に幾つか加えられるものと見込んでおります。

次に実際の取組について御説明させていただきます。次のページの被害調査の取組です。先ほど申しましたように、まず被害の調査、これは被害の箇所や被害面積、そして被害額などを取りまとめるものです。これを第一報として農林水産省に御報告することになります。これを行っていない被害については、災害復旧事業を適用することができませんので、まずこれを確実に行うことが必要です。

これにつきまして、今回の令和2年7月豪雨では全県で1万5,200件、最も多かった人吉市では2,533件の報告が必要となっております。しかしながら、市町村では農業土木の技術者の不足、それから、災害を経験しているところは多いものの、災害の経験がないところもございまして。このため、対応がなかなか難しかったということと、さらに今回、大規模被害ということで、人的な被害、それからライフラインへの被害も多かったため、役場の方は皆、そちらの支援に人手を割かれておりまして、農地の調査まで人手が回らないという実態がありました。

そこで、被害調査の代行ということで、国からも御支援をいただいて、技術者を送っていただき、国、県及び県土地改良事業団体連合会の技術者により調査の代行を行いました。

それから、もう1点、熊本県では、「くまもと農地GIS」を整備していますが、これを活用いたしまして、被害調査の迅速化、効率化を図っております。これによりまして、約3週間で1万5,200件の調査を終えまして、災害復旧事業を適切なところで活用することが可能になっております。

次のページではGISについて、どのような活用の場面があったかというところです。GISの効果といたしましては、見える化ができるというところです。災害の際には、県と市町村、それから県と国といった行政機関同士の打合せ、これに加えて、農家の復旧の意向がどうであるか、復旧できないのであれば、来年どこが作付できるかといったところで、様々

な協議、判断の場がありますから、このような地図で被害が見える化されていることが、非常に大きな助けになったところがあります。

それから、地図と地図上の地番や、農地の所有者といった情報をつなぎ合わせて、例えば被災に遭った農地の持ち主リストを作るなど、そういった活用をする場面もありました。

次のページを見ていただきまして、2点目のポイント、査定についてです。これについて、通常は測量や設計を行い、詳細に復旧の計画を定めて、査定官、そして立会官に見ていただくことになります。本来この手続が必要なのですが、大規模な災害の場合には、専門の業者やコンサルタント会社を確保することが非常に困難となっています。

その一方で、査定自体は年内に終わらせる必要があることから、迅速に行わなければならないということがあります。そこで、農林水産省、そして財務省と協議をいたしまして、査定はまず数をこなすということで簡素化していただきました。特に、これまで実績のある図面の簡素化等に加えまして、今回、被害が甚大であった人吉市、球磨村、芦北町に関しましては、更なる迅速化を図るために、大幅な簡素化をしていただきました。我々はこれを熊本型簡素化査定と呼んでいます。

具体的にどうということかと申しますと、次のページに、査定方式による違いを書いております。通常の査定ですと、現地で測量を行って、それに基づいて設計をする、それから写真もつぶさに撮っていくということがあります。それが簡素化査定になりますと、現地での測量は詳細に行うのではなく、代表的な高さを1点取って、それで代表して良いという簡素化査定をしていただく。

さらに熊本型となりますと、現地に行っている時間がなかなかないものですから、最初の被害調査時の写真や、その時のメモ、そういったものから判断するというのをさせていただいております。

当然、熊本型となりますと、簡素化査定と比べても、大分査定の精度は低くなっていることがありまして、この後、御説明します計画変更が必須となっています。

次のページには、熊本型簡素化査定の例を書いておりますが、こういった添付資料等、非常に簡単なもので査定をしていただいております。

3点目です。計画変更の取組ですが、先ほど申しました災害の査定が約2,600件ありまして、これがそのまま災害復旧工事になっていくということですが、そのうち約6割で簡素化査定又は熊本型の簡素化査定をしております。今ちょうど行っておりますが、査定時の精度が低いものですから、今後は計画変更を行って、実際の復旧事業に取り組むことになります。

ここで計画変更の課題ですが、最初の査定の精度が低いというの也有りますが、現地を見ながら、その都度、変更していくことが必要になってきて、1件の工事につき、例えば何回も変更するという也有あります。これは現地で実際に見てみないと分からないところがあります。

それから、今回は件数が多いものですから、同時期に一つの市町村で幾つもある計画変更の手続が重なると、1回協議を行って、市町村から県に、県から国にそれぞれ申請して、また回答が来てということをしてありますと、復旧工事がその間進められないという場面も出てきますので、そういった工事の停滞というものが懸念されてあります。

ポイントとなる取組は、今御説明したとおりですので、この後の資料は参考になりますが、そのほか被災市町村への訪問説明ですとか、国や他県からの支援もいただいて、今回の災害復旧を進めているということが、我々からの御説明になります。

以上です。

(花井評価監視官) 青木課長、ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。ただいまの御説明に対して御質問、御意見などをいただきたいと思いますが、委員の皆さん、いかがでございましょうか。御発言の意思のある方はミュートを外していただいて、お話しください。

(前葉委員) 前葉です。

(岡会長) どうぞ。

(前葉委員) 大変具体的な御説明をいただきまして、ありがとうございました。最後に青木課長がおっしゃった軽微な変更のところ、市町村の立場からの発言をさせていただきます。

津市におきまして、ここ3年ぐらいの農業施設や農地災害を少しチェックしてまいりました。一番多かった年の平成29年度で言いますと、農業施設13件、農地災害7件、合計20件の中で4件、重要計画変更協議を行っております。その中の2件が、工事費3割超ということでの協議なのですが、総務省の事前の調査でも明らかになっておりますが、非常に小さい額の変更が国との協議になっているということです。

津市においても、35万5,000円という査定額の農地災害が62万9,000円となり、77%増になったケースがありまして、この非常に小さい額のものがある協議対象になっているということです。1,000万円を超えるものについては1,000万円と一律に決められているのは承知しておりますが、非常に小さい額の協議を簡素化していただくことについて、農林水産省でぜひ

御検討願えればと考えているのが、第1点です。

また、この小さい額とともに、3割超になりやすいケースとして、一つ、私ども現場が言っておりますのは、残土処理が必要なケースが災害時にあります。このときに、処理の場所が決まっていない場合は、一律、運搬距離2キロで積算することとなっております。

ところが、実際には、実施区のようなところでは、土の量に応じて、運搬距離は4キロ、又は8キロで積算するルールとなっております。つまり、4キロなり8キロになることは最初から分かっているのですが、場所が決まってないので2キロで積算しなさいと、こういうルールになっているのです。

こうなりますと、必ずこれは該当するということで変更が出てくる。変更されることが見えているけれども、取りあえず2キロで計算しなければならぬことがあるようです。土量に応じた運搬距離を最初の積算時から認めていただければ、恐らく事務の簡素化にもつながってまいりますし、市、県、国、それぞれで、災害復旧事業をスピーディーに進める一つの手法になるのではないかと思いますので、この点についても少しお調べいただいた上で、制度変更といっても、簡単な調整にすぎないと思いますが、御検討いただければと思います。

以上、2点です。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。青山課長、何かコメントはありますか。

(青山防災課長) 青山です。御指摘いただきまして、大変ありがとうございます。今の御指摘をしっかり受け止めて、関係機関との調整も考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(岡会長) ありがとうございました。ほかの委員、いかがでしょうか。

(牛尾委員) 牛尾です。

(岡会長) どうぞ。

(牛尾委員) お忙しい中、今回、農林水産省の御担当者、それから熊本県の御担当者に、非常に分かりやすく簡潔な説明をしていただき、誠にありがとうございました。コロナのため、審議会自体が現場視察をできない状況の中、こうしたお話を伺えたことに、まず御礼を申し述べたいと思っております。

私から1点お伺いしたいことがあります。総務省の行政評価局調査に、農林水産省の青山課長、あるいは熊本県の青木課長において、何か期待することや、あるいは調査で、どのような部分を見てほしい、など何か御希望や御意見がありましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(岡会長) ありがとうございます。熊本県の青木課長、何かございましたら、どうぞ。

(青木農地整備課長) 熊本県の青木です。まず、先ほども前葉委員から御指摘がありました計画変更の部分です。我々も、ちょうど今、計画変更に取り組んでおりますが、確かに御指摘がありましたように、少額のものはいくつにもあります。先ほどお話しされた、数十万というのはあまり多くはないのですが、金額でいうと、100万、200万ぐらいのものが、上がってしまいやすいところがありますので、そこは確かに懸念しております。

また、先ほど申しましたように、1件で何回も変更するということになると、重要変更から外れるものが多ければ、確かに有り難いなというところがあります。

そして支援については、農林水産省から、また、総務省からのスキームでいろいろいただいておりますので、引き続きこういった支援をいただければという思いがあります。

私からは以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

(岩崎委員) 岩崎です。

(岡会長) はい、岩崎委員、どうぞ。

(岩崎委員) 大変お忙しい中、御説明いただきありがとうございます。昨今の自然災害の被害、特に激甚災害の発災件数の頻度を考えましても、非常に甚大と言えらると思います。私は電子政府、地方公共団体におけるCIOなど、防災ICT人材の育成を研究しているのですが、災害復旧について、民間や行政等においても、BCP（業務復興計画）の迅速性が要になってくると認識しています。

特に、早期復旧における人的、技術的支援の要員不足が深刻で、この点はICT技術で被害状況を把握したり、報告できるような、デジタルで補完できる仕組みを全国的に作ることも必要だと考えています。老朽化したインフラの点検、見直しにセンサーを活用することや、危険場所や、道路の陥没状況等の把握の際のドローンの活用など、様々な場面でテクノロジー、あるいはAIなどが活用できる取組も進んでいると思います。

その点で、熊本県の事例が大変参考になると思っています。災害被害の見える化や、査定のための関連府省と地方公共団体との連携や権限付与が必要かと思っています。今、自然災害はいかに減災に導いていくかが大事で、地方公共団体で事前事後の災害担当者としてのCIOや、BCPをどう活用していくのかといったことが、今日のお話にもあった農地復旧を始め、地域経済を保護・振興する上でも大事な課題と思っています。

最後に1点、質問させていただきたいのですが、査定や補助金申請では、デジタル申請な

ど、ワンストップサービスといった簡素な行政手続きが適用できるような標準システムの構築も一考かと思われるのですが、まさに今行政のデジタル化が進む中で、この点について、現場で指揮をとられた熊本県で何か課題や要望等ありましたら、お伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。熊本県の青木課長、何かありますか。

(青木農地整備課長) 青木です。正直、どのようにデジタル化を進めたら良いのか、まだ想像がつかないところがありますが、現場では、大規模災害になりますと、どうしてもばたばたとしながら災害への対応手続を進めていくところがあります。

このため、例えばデジタル化によって非常に簡素なやり取りになるとか、そういったデジタル化が可能であれば、導入されると良いと思っております。件数が多いときに、なるべく迅速にということ、今回も様々な簡素化をご提案いただきましたので、そういった観点での検討をしていただけると大変助かるという思いがあります。

以上です。

(岩崎委員) ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。もうお一人程度、発言時間がありますが、いかがでしょうか。

(田淵委員) 田淵です。

(岡会長) はい、どうぞ。

(田淵委員) 農林水産省、熊本県の御担当の方、御説明ありがとうございました。

今回は、プロセス中心の調査ということであったかと思うのですが、プロセスが煩雑な場合には人的なものでカバーもできますので、人的な支援も非常に重要かと思っています。

これまでも、様々なところで災害が起こっていて、そうした中で、技術部門での経験者も全国には大勢いらっしゃると思うのです。そうした方々、例えば農林水産省のOB、都道府県で技術者をされていた方ですとか、民間の方、そうした方々の災害応援人材バンクのような登録制度について農林水産省で、整備を進められていらっしゃるのかどうか。もし、進めているが何かネックになって進まないということであれば、どういったところをフォローすれば進むのか。

ほかの分野では、国土交通省では産業廃棄物の処理など、都道府県でも様々なところで、人材バンク的な取組がなされているので、農林水産省では今どういう状況なのか、それを進めるにはどういった形でフォローすれば進むのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

ます。よろしくお願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。農林水産省の青山課長、何かありましたら、願います。

(青山防災課長) 青山です。ただいまの御指摘は、大変に悩ましいところです。私どもの資料9ページ目にも、人的、技術的支援のページがありますが、こちらにつきまして、例えば農林水産省には、全国に職員がおりますが、災害復旧の経験者のリストアップを毎年、年度当初に行っていたり、また、民間にもコンサルタントへの協力をお願いしておりますが、やはり今、全国で1度に大きな件数の災害が起きているということもありまして、こういった取組ではまだまだ足りていないと認識しております。

そのためと言うと少し大げさなのですが、私どもの資料12ページ目の黄色いところの上のほうのシステムの導入の中で、例えば遠隔地に居ながらも支援ができないかということも、まだ構想段階ですが、考えております。

これは、例えば、ある被災地以外の場所から被災地に人を派遣するということになりまして、滞在費や旅費など、そういった支出について、いろいろ懸念されております。ICTなどを活用して、被災地に行かなくても、いろいろ応援できる、そういったことが実現できないだろうか、今考えております。

まだ構想段階であります、そういったことも考えているという状況です。

以上です。

(田淵委員) ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。横田臨時委員、どうぞ。

(横田臨時委員) 非常に分かりやすく、写真も豊富で、素人ながら状況を把握することができました。ありがとうございます。

ポイントは、迅速に対応するというところで、簡素化を進めていくことは大賛成なのですが、対応が落ち着いてから事後的検証を行うと、実際には結構費用として使ってしまったということもあろうかと思しますので、事後的な検証とセットで行うのかなとお伺いしておりました。

あと、先ほど岩崎委員がデジタル化の話がされていましたが、手書きの報告書の写真が出されておりました。もし通信等状況が可能であれば、データ化は迅速な状況把握につながると思しますので、その辺りも緊急時に現実的なのかということはお伺いしたいところです。

また、1点だけ、簡素化と逆行したことを申し上げるかもしれないのですが、よく災害復

旧や復興の際に、緊急に、突貫的に元に戻すという行為をしがちですが、実は元に戻すことでよいのだろうかという議論もあろうかと思えます。

例えば農業用地であれば、今、耕作放棄地が増えたり、農地の集約が求められている中で、災害時の対応、それが事前の準備なのか分かりませんが、復旧プロセスと並行して改善できるようなことは考えられないのかということをお伺いできればと思います。

(岡会長) ありがとうございます。少し時間が押していますので、今の横田臨時委員の意見を農林水産省や、熊本県で受け止めて、参考にいただければと思います。

私からも一言。これだけデジタル化が進んできていますので、過去の災害データを全部ビッグデータとして、農林水産省や現場で蓄積し、新たな災害が起きたときに、ドローン等での情報と過去のデータとを突き合わせ判断することにより、更なる査定の迅速化が進むのではないかと思いますので、ぜひ一度御検討いただければと思います。

それでは、予定の時間を少しオーバーしておりますので、本件についてはここまでとしたいと思います。農林水産省の青山課長、熊本県の青木課長、今日はどうもありがとうございました。お二方はここで退席です。

ただいまの本調査については、事務局から追加説明があります。

(花井評価監視官) 花井です。先ほど、前葉委員から詳しいお話をいただきましたが、計画変更につきまして、私ども、今回の調査の準備段階から把握していましたことで、審議会からの提言で、調査により問題点が見いだされた場合、担当部署の迅速な対応、改善が必要と考えられるときは、全体の調査報告がまとまるのを待たずに通知し、改善を図ることがありましたので、スピード感を持った取組の一つとして、今回、御報告申し上げたいものです。

それがお手元の資料2-4です。内容につきましては、先ほど前葉委員がまさにおっしゃられた、計画変更において、その3割という割合を基準に協議が定められていること、また、資料の最初のページに、どういったことまで策定しているのか、そのようなところで、農林水産省の基準が曖昧なところもありまして、少額のもの、あるいは小規模のものでも、計画変更が求められて、非常に地方公共団体の負担が大きく、かつ、その期間、工期も中断しますので、影響が大きいというものです。

今回の通知の中身につきましては、大変恐縮ですが資料を御覧いただきまして、私どもは、この現状を踏まえて、農林水産省に対して、何のために審査が必要なのか、何を審査すべきなのか、災害が増加している一方、地方公共団体職員が減少する中で、改めて農林水産省に

考え直してもらいたいと思っております。迅速な復旧に結び付くように、今回の資料に改善の方向性を加えたものを、早期に農林水産省に対して通知したいと考えております。

それから、最後になりますが、先ほど、横田臨時委員から単純な復旧だけではなくて、全体を見た、更なる復旧工事ができないのかというお話がございました。これにつきましては、改良工事と申しまして、私ども、この導入については、今回の調査の中で一つ、項目として検討を進めてまいります。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

(薄井委員) すみません、一言だけ感想を申し上げてよろしいでしょうか。

(岡会長) どうぞ。

(薄井委員) 今までお話を聞いていて思うのは、政策を所管する各府省、インターメディアーター、都道府県、それから前業市長からもお話がありました現場ということなのですが、農林水産省だけでこういった形で収めてしまうのはとてももったいないと思っております。

各府省とも、災害復旧は別に農地に限らず、道路、下水道、あらゆるところにあるわけで、やはり現場の声、特に市町村の声を幅広く聞いて、災害復旧に関わる全般的な問題点は何なのか、その中で一番良い改善方策を持っている各府省を、横断的に調査できないか。そういったことも、もしよろしければ、総務省においてお考えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(岡会長) ありがとうございます。総務省からコメントはございますか、花井評価監視官。

(花井評価監視官) 私どもも、今回の農林水産省の件につきましては、同じ公共事業を行っております国土交通省、あるいは内閣府の防災部門との関係、こういったところも見てまいりたいと思っておりますし、ほかのプロセスにつきましても、今、委員御指摘のことを踏まえまして調査を進めていきたいと思っております。

以上です。

(薄井委員) どうもありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、今日の議論を参考にいただきまして、引き続きこのような取組を進めていただくよう、よろしく願いいたします。

続いてもう1件、ユーザーの声を聞いてみたいと思います。昨年度、計画しておりました矯正施設の現地視察は、新型コロナの感染状況を踏まえ、実施することができませんでした。これに関連する調査の結果が出ておりますので、ユーザーである法務省の受け止めとともに伺いたいと思います。

それでは、議事進行をしばらく事務局にお任せします。

(野竹評価監視官) 法務省担当評価監視官の野竹と申します。よろしく申し上げます。資料2-5を御覧ください。

ただいま会長からお話のありました矯正施設につきましては、刑に服する者が収容される施設ですが、この更生保護と言うのは、仮釈放等により社会に復帰する者に対する面接指導等を行いながら、適正に処遇することによって再犯を防止し、更生を助ける活動とされております。

この活動につきましては、常勤職員である保護観察官のほか、保護司、協力雇用主といった更生保護ボランティアの方々の協力を得て実施されています。この中で、保護司は、保護観察対象者に対する面接等の指導・援護を保護観察官と協働して取り組む役割を担う更生保護の中核的な存在となっています。

しかしながら、この保護司につきましても、ほかの行政ボランティアと同様、担い手確保が課題となっており、活動継続を危惧される状況となっております。このような背景の下、この調査では、保護司活動に対する指導・支援の充実、担い手の安定的な確保の観点から調査をいたしました。

また、この調査におきましては、調査の過程で法務省からの要請もあり、2点、追加調査を実施して、調査結果をまとめたという経緯がございます。この後、法務省の担当課長から、この調査の受け止め、今後の取組につきまして、御説明いただきます。

それでは、押切課長、よろしく願いいたします。

(押切更生保護振興課長) 法務省保護局更生保護振興課長の押切と申します。本日は、このような重要な会議にお呼びいただきまして、誠にありがとうございます。

当局が所管する更生保護につきましては、先ほど行政評価局から概要を御説明いただきましたが、せっかくの機会ですので、私からも少し説明をさせていただきます。

資料2-6の1ページ目を御覧ください。図のように、犯罪や非行が起こると、捜査、裁判、刑務所といったように、刑事司法の進みます。その中でも、更生保護は、赤く表示してある①の刑務所や少年院に収容中から行われる、出所後の生活環境の調整、②の刑務

所からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理・決定。また、③のように地域社会における保護観察などの制度を担っています。刑事司法制度におけるアンカー的な存在と言えます。

出先機関としては、全国50か所に設けられた保護観察所などがあります。保護観察所は主な業務として、③の保護観察や、①の生活環境の調整などを行っています。

保護観察の対象者は、中学生から高齢者まで幅広い年齢の者であり、それぞれが犯罪や非行の背景に多様で困難な問題を抱えているため、地域社会で実生活を送る中、様々な支援や指導を行うことが求められます。

毎月、定期的に会って生活指導を行うほか、就学、就労、住居、福祉、薬物再乱用防止などに関する指導や支援が、保護観察所と関係機関・関係者の連携の下に行われます。

また、刑務所や少年院に収容中の者については、収容が開始された初期の段階から、本人が出所後に暮らすことを希望する場所について、その生活環境を調査し、出所後の住居や就労等を調整するという活動が行われています。

この生活環境の調整によって、刑務所出所者等が社会にソフトランディングでき、円滑な社会復帰と再犯防止が期待できるわけです。

今述べましたような保護観察や生活環境の調整を実際に行うのは、更生保護の専門家である保護観察官と民間ボランティアである保護司です。保護観察所の第一線の保護観察官は約900人ですが、それだけで年間約6万件の取扱いがある保護観察事件や、年間約8万件の取扱いがある生活環境調整事件に対応することは困難です。

そこで、我が国では長年にわたり、このような犯罪者処遇を保護観察官と、現在、約4万6,000人いる保護司との協働により実施してきました。具体的には、例えば、一定のエリアを担当する保護観察官が責任を持って初回の面接・調査・指導などの導入や、専門的な処遇プログラム、危機場面の対応を行い、保護観察対象者の近くに住む保護司が毎月定期的に面接し、生活状況を確認の上、地域における指導や助言を行うという役割分担で進めていきます。

現在のような官民協働体制が整ったのは戦後のことですが、我が国では明治の時代から、民間の方々によって犯罪者の更生支援が行われてきたという伝統があります。このことは国際的にも非常に珍しく、欧米諸国の保護観察は専ら保護観察官のような官によって実施されていることと対照的です。

先日行われました、刑事司法分野における最大の国際会議である京都コンgresにおいて、資料2ページのとおり、世界保護司会議が開催されました。この会議においては、保護

司制度と同様の制度を有する国々などとディスカッションを行い、犯罪者処遇に民間ボランティアが関わることの重要性を世界に発信する京都保護司宣言が採択されました。

世界に誇るべき保護司制度ですが、国内の状況としましては、資料3ページのとおり、年々その成り手の数が減少してきており、年齢構成も約8割が60歳以上となっています。この保護司制度を持続可能なものとするために、どのように保護司の適任者を確保していくかということが当局における最重要課題の一つとなっております。

前置きが大変長くなりましたが、そのような中で行政評価局に実施していただいたのが、保護司を中心とする更生保護ボランティアに関する実態調査でした。この実態調査に基づき行政評価と勧告につきましては、先ほどの行政評価局の説明資料にあるとおりですが、今回は保護司に対する大規模なアンケート調査や、保護司会、保護観察所、地方公共団体に対するヒアリング調査を行っていただき、様々な課題をデータに基づいて浮き彫りにしていただきました。

そのデータは、私どもにとっても大変貴重なものとなりました。そして、勧告としていただいたのが、先ほどの五つの事項です。

ところで、私は30年以上前に国家公務員になり、行政評価と伺うと、自分たちの至らない点ばかりがあぶり出されて、手痛く批判されてしまうのではないかというイメージを持ってしまいがちなのですが、今回の調査・評価につきましては、全く違う印象を持ちました。

そのような印象を持ったのは、まずは双方向のコミュニケーションをよくとっていただいたからです。調査に当たっては、どのような調査項目を入れることが重要か、民間の方々にヒアリングを行うに当たり配慮すべきことがあるか、調査結果について、行政評価局はこう考えるけれども、保護局はどう考えるかと、非常に丁寧にコミュニケーションをとっていただきました。

また、保護司制度をより良いものにしていくためには、どのような評価・勧告が必要かということについて真摯に考えていただきました。当方の意見についてもよく耳を傾けていただき、今後、当方が施策を進める上で重要と思われる事項、具体的には情報技術が利用できる環境の整備と、市町村等への協力要請の推進ですが、この二つについて追加調査を行ってくださり、最終的に勧告事項に加えていただきました。

まさに我々にも参加を促すような形で作業を進めていただいたと思っております。その結果、もちろん耳の痛い評価もいただきましたが、それだけではなく、今後の保護司制度の充実発展に資するような評価・勧告を多くいただきました。

勧告への対応状況について幾つかまとめたのが、資料の4ページ目以降です。

まず、情報技術の活用についてです。資料5ページ目を御覧ください。令和元年12月に、保護司の活動に関するアンケート調査の結果を、いち早く行政評価局が公表していますが、その中に保護観察経過報告書等の作成・提出が負担だと考える保護司が約5割に上るといふデータがありました。これは、私どもも課題と考えていたことを裏づけるデータで、これまでは情報セキュリティへの懸念などから、郵送での提出を求めている毎月の報告書を、何とかICT化できないかという検討を行いました。

その結果、令和3年度予算要求に、情報セキュリティを確保しながら、報告書の提出等をウェブ上で行うことを柱とする、保護司活動のICT化経費を盛り込み、昨年度の第三次補正予算において措置されました。今後、この保護司専用ホームページの機能を充実させるとともに、タブレット端末の増配備や通信費の補助などの環境整備に取り組んでまいればと思っております。

資料6ページ目を御覧ください。複数指名の積極的な活用につきましても、行政評価局の実態調査で、経験年数の少ない保護司の約6割が対象者との面接経験が少ないことに不安を感じ、約4割が1人で対象者と面接することに不安を感じているという結果でした。この結果なども踏まえて、令和3年度予算要求に複数指名の積極的な実施に係る経費の増額を盛り込み、措置されました。

今後、保護観察の事件ばかりでなく、生活環境調整事件につきましても、この取組を強化してまいりたいと思っております。

資料7ページ目を御覧ください。保護司は従来から保護観察対象者を毎月自宅に呼んで面接を行うことが多かったわけですが、実態調査で、自宅を面接場所にする際に不安や負担を感じる方が少なくないという結果が出ました。また、全国886の保護司会に整備された更生保護サポートセンターは、その機能の一つに面接場所としての活用ということがありますが、同センターの位置や開所時間の関係から、そこを使いづらい保護司の方がいることもデータで分かりました。

この調査結果や勧告に基づき、今後は、例えば保護司が自宅以外の面接場所として公共施設を利用できるよう、市町村等に働きかけるなど、対応を強化していきたいと考えております。

これまで述べたとおり、我が国の保護司制度は一つの曲がり角にあり、その中で総務省からいただいた評価・勧告は、私どもにとって非常に貴重なものであって、今後はこれを基に

様々なアクションを起こしていきたいと考えています。それが保護司の負担軽減や活動支援につながり、若い世代も含めた多様な層からの保護司適任者の確保、つまり持続可能な保護司制度の構築につながるものと信じております。

行政評価の結果報告書では、保護司の生の声として、当初は挨拶もできず、面接に応じる姿勢も悪く、対応に苦勞した。しかしながら、最後の面接時には姿勢を正し、御礼の言葉を述べたのを聞いたとき、保護司としてやりがいを感じたという言葉を紹介していただいております。我が国の保護司制度が、よりよい社会づくりにどのように貢献してきたかを象徴するような一言であるように感じます。

保護司や保護司会の中には、保護観察中の人ばかりでなく、地域において保護観察が終わった人や、仮釈放とならずに満期釈放となった人についても、息長く支援してくださっている方々がございます。再犯防止のためには、こういった活動を充実強化していく仕組みの必要性も感じております。

どうぞ、委員の皆様におかれましては、今後も引き続き更生保護、そして保護司について関心を持って応援をしていただけますと幸いです。御清聴ありがとうございました。

(野竹評価監視官) 御説明ありがとうございました。

本件の説明については、以上となります。

(岡会長) 押切課長、ありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、御質問、御意見などをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(前葉委員) 前葉です。

(岡会長) どうぞ。

(前葉委員) 保護司について、例えば津市の場合、津市をエリアとして法務大臣が委嘱する、つまり地方公共団体をエリアとして国が委嘱しております。人権擁護委員も法務大臣が委嘱し、津市をエリアとする人権擁護委員21名を委嘱する。それから民生委員・児童委員、津市のエリアの中で600人いますが、これも厚生労働大臣が津市だけを活動範囲とする民生委員・児童委員を委嘱することになっております。

これは、国と市町村間であり、県を飛び越えていますから、コミュニケーションをどうとるかというのが非常に課題となるということです。津市の場合、保護司は、114人定員がありますが、充足率100%です。全国的には約90%と聞いておりますので、非常にうまくいっているほうだと思います。

そのキーは、法務省と市町村とのコミュニケーションにあると思います。実際に次の保護司を任命する場合、この申出を行うのは津保護司会であり、保護司会会長がリストアップするときに市も一緒に参加しています。津市長と保護司会会長の連名で、法務大臣に次のメンバーを内申している、このように津保護観察所に内申をしているということです。

こういう形で、市町村とコミュニケーションをとっていただくことを、ぜひ法務省で御理解いただき、お願い申し上げたいと思っております。一つのポイントが、更生保護サポートセンターという、市町村等が運営する保護司の活動をサポートするもので、津市においても、平成23年か、24年に設置しましたが、こういうものが一つのキーになるかと思います。

それから、保護司への理解を高めるため、更生保護女性会などの集まりに市町村のトップをぜひ呼んでいただいて、話をしたり、聞いたりするというのは大切なことと思います。市長が出ていくには、少し小さい集まりなので、事務方は正直言って、そういうところに市長を出すことを遠慮します。

しかし、遠慮なくトップに声をかけていただければと思います。このように市町村とコミュニケーションをとっていただくことが大切かと思しますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。現場の実態を、前葉委員からお話いただきました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

(牛尾委員) 牛尾です。

(岡会長) 牛尾委員、どうぞ。

(牛尾委員) 今回、政策評価の事例として、農林水産省と法務省にお話いただきましたが、非常に総務省側の評価担当者が、各府省、それから地方公共団体、現場の意見やニーズを把握して、とてもよい調査をされているし、勧告についても非常にポジティブに捉えていただいていると思います。

こうした取組を、今回二つの事例で出していますが、他の府省にもどんどん広めて、政策評価自体が少しでも役に立つものにしていただければ良いと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。

(田辺臨時委員) 田辺です。何点かお伺いしたいと思います。

(岡会長) どうぞ。

(田辺臨時委員) 政府全体でこの再犯防止に関する取組が行われて、もう10年ぐらいたっているのでしょうか、非常に再犯率を下げていくことを、法務省だけでなく、ほかの府省を含めて様々な取組がなされて、かなりの成果が出てきたということだと思います。

今回の評価の中心的な部分というのは、この保護司の活動に役立てるような環境整備、例えば面接する場所であるとか、それから、保護司に対するコミュニケーションの持ち方等の改善というのが非常によく出てきて、これはかなり短い間にフィードバックがかけられるものだと考えております。

他方で、長期的に幾つかのことが残るのではないかと。再犯防止のところで残ってくるのは、例えば覚醒剤犯罪、性犯罪、高齢者、それから暴力団というような、かなり困難なケースの割合が増えていき、彼らの再犯率というのはぐっと高いままに残っている。そのときに保護司という、ある意味、官と民のソフトな連携というのでどこまで対応できるのかということに関しては、そんなに簡単ではないと感じております。

保護司の活動に着目する部分と、保護司が実際に接する方々の性質の変化、それから対象の変化のようなところは、長期的な課題として、今後、また何かの折に評価等を含めて、フィードバックしていかざるを得ないのではないかと考えております。

法務省から何かコメントがあれば、よろしくお願いたします。

(岡会長) 押切課長、何かコメントがありましたら、お願いします。

(押切更生保護振興課長) 御質問いただきまして、ありがとうございます。今、委員から御指摘いただいた点ですが、まず一つ、再犯防止の取組というのは、御指摘のとおり、このところ大変進んできております。平成24年に再犯防止に向けた総合対策が犯罪対策閣僚会議で策定されて、数値目標なども設けられたところですが、その後、平成28年に再犯防止推進法と呼ばれる法律ができ、そこにおいて、再犯防止における国と地方公共団体の役割や、総合的に施策を推進することなどが盛り込まれております。再犯防止によって、新たな被害者を生まない、安全・安心な社会につながるということが共通認識となり、様々な課題に対して施策が実施されております。

もう一つ、田辺臨時委員から重要な御指摘があった、例えば覚醒剤や性犯罪のような犯罪をした者に対してどのように対応するかということですが、これにつきましては、専門的な

処遇プログラムを設けて、保護観察官がきちんとやっていく必要があるということで、近年そういった取組を行っています。特に、平成28年から施行された刑の一部の執行猶予制度は、薬物事犯の再犯防止をメインターゲットの一つとしており、保護観察の期間を比較的長く確保して、その中で専門的なプログラムを行い、なおかつ、保護観察後も地域につなげていけるような取組をしております。

また、高齢者につきましては、刑務所を出たものの、その後、福祉につながることができず、すぐ再犯をしてしまうということが課題ですので、それに対応できるように、平成21年度から厚生労働省と法務省が連携した、地域生活定着支援のための取組をしております。

具体的には、厚生労働省が地域生活定着支援センターを各都道府県に設け、そこと法務省の保護観察所や刑事施設などが連携しながら、出所後すぐに福祉サービスにつなげられるような取組を行い、実績を上げております。

このような、いろいろな連携の枠組みを持って、専門的なプログラムや、特別なサポートをしていくというのが、これからますます大事になってくると思いますし、そこを充実強化していく必要があるものと思います。

一方で、私ももともとは保護観察官ですが、犯罪者処遇においては、民間の保護司の方々ならではの指導・助言というのが非常に再犯防止を支えていると実感しております。そのため、この官民協働で行う体制を大事にし、これからも発展させていければと思っております。

お時間がないところで少し恐縮ですが、前葉委員には大変、保護司の関係で、いろいろな御支援をいただきまして、この場を借りて感謝申し上げます。横田臨時委員にも、この前、お知恵を拝借したいということで、リモートで会議の場を設けさせていただき、いろいろアドバイスをいただきました。また、こういった様々な方から多様な御意見をいただき、多様性を確保していくということが、我々、非常に大事になってくると思っておりますので、委員の皆様には、これからも御指導・御支援をいただけますと、大変幸いです。

以上です。

(岡会長) 押切課長、ありがとうございました。

ほかの委員、いかがでしょうか。よろしいですか。この問題は大変大きな社会問題であると思っております。保護司の方のご苦労は大変大きなものだと思いますが、社会復帰のためには、元犯罪者の方々をどうやって受け入れるのか、その方々に、例えば職業訓練で技術を手につけさせるというような、社会全体での対応も必要ではないかと、個人的には思っております。

本調査は、当審議会の提言との方向が一致するものだと思います。本日の議論を、今後、実施する調査に生かしていただきたいと思います。

ここで法務省の押切課長は退席されます。本日はお忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、提言を踏まえた今後の取組や検討体制について、御議論をいただきたいと思います。まずは、事務局からの説明をお願いいたします。

(原嶋企画課長) 企画課長の原嶋です。資料2-7を御覧ください。今後の主な取組・スケジュールです。

1ページ目、左の青囲みの部分が提言で示されました改善のアイデアです。これに対応する形で、政策評価の取組を緑囲みで、行政評価局調査の部分につきましてはオレンジの囲みで整理いたしました。

政策評価部分につきましては、後ほど、政策評価課長から御説明いたします。

行政評価局調査部分につきましては、本日の審議会で御説明いたしましたように、各府省からのヒアリングなども活用いたしまして、ユーザーのニーズを重視し、役立つものに、迅速な改善に取り組むことをしてまいります。また、既に2月の審議会で御議論いただきました「不登校・ひきこもりの子供支援」の調査につきましては、研究会を先月立ち上げまして、研究者の皆様と連携した調査設計に取り組んでおります。行政評価局調査につきましては、できるものからどんどん取り組んでまいりたいと考えております。

資料の2ページ目です。政策評価審議会のスケジュールです。本年度は年4回の開催を予定しております。提言の実現に向けた取組状況を適宜御報告いたしまして、先生方の御知見をいただきながら、年度末に進捗状況の課題を整理したいと考えております。

政策評価部分につきまして、専門的な内容でもございますので、新たなワーキング・グループを設置して集中的に御議論いただきたいと考えております。

資料2-9につきまして、内容は後ほど辻から御説明いたします。これまでの「目標管理型評価ワーキング・グループ」と、「政策評価制度の運用実態の把握等に関するワーキング・グループ」は廃止することとしております。運用実態の把握等に関するワーキング・グループにつきましては、せっかくの枠組みでございますので、資料2-10のとおり、新たな実態把握のワーキング・グループとして親会の下に移設しまして、資料2-7の2ページ目に記載のように7月から12月の間に「委員視察・現場との意見交換等」と書いてありますが、この新たなワーキング・グループですとか、また、審議会の場などを活用いたしまして、各

府省ヒアリング等や、現場、現地との意見交換等につきまして、今後どのようなことができるか、コロナ禍でもありますので、引き続き検討したいと考えております。

私の説明は以上です。

続きまして、政策評価課長の辻から御説明いたします。

(辻政策評価課長) 政策評価課長の辻です。資料の2-8を御覧ください。提言を踏まえた政策評価の改善について、今後どのように検討を進めていくのかということで、主な検討事項として大きく五つの事項に整理をさせていただきました。

1点目ですが、政策の特性等に応じた多様な評価方法のベストミックスの実現ということで、アカウントビリティの観点にも留意しながら、多様な評価手法を最適に組み合わせる考え方について、具体的な実践方法と併せて検討を進めていくこととしています。

2点目は、政策の改善等への活用を重視した政策評価の作業プロセスの見直しということで、望ましい作業プロセスの構築に向けて、考え方やモデルを提示していこうとするものです。その際、実務で行われている評価に類似の活動、例えば、環境省では環境基本計画を策定し、定期的に評価を行っておりますが、こうしたものを政策評価と位置付ける、また、内閣官房で行っている行政事業レビューと政策評価を一体的に実施できるように整理できないか、といったことについて検討を進めていくこととしております。

3点目ですが、これらの取組と併せまして、政策のロジックを明確にする取組を進めることなどにより、評価対象施策や目標・指標等の重点化、作業の合理化の検討を進めていくこととしております。

4点目ですが、国民、ユーザーから見て使いやすい評価の枠組みによる評価ということで、国民の関心の高い政策が評価対象として設定されるよう、設定プロセスの整理などを行うとともに、政策名での検索をしやすくするなど、情報提供の方法の改善について検討を進めていくこととしております。

最後に、5点目ですが、EBPMの更なる推進ということで、実際の政策過程や評価プロセスにおいて、EBPMの実践が進むよう情報・知見を整理し、各府省と共有していくこととしております。

次のページですが、検討の進め方について整理をさせていただいております。まず、制度部会に新たにワーキング・グループ、「政策評価の改善に関するワーキング・グループ」という名前にさせていただいておりますが、現在の目標管理型評価ワーキング・グループを改組する形で設置させていただきまして、五つの検討項目のうち、特に1から4の検討課題を

中心に、課題の優先順位付けや論点の絞り込みなどを図りながら、具体的な改善の方向性等について検討を進めることとしています。検討の進捗状況については、随時、審議会に御報告をして、御意見を伺うという形とさせていただきたいと存じます。

また、検討を進めるに当たり、各府省と連携をし、協力をしながら進めるとともに、EBPMの推進方策を中心に、データ分析の専門家など、行政評価局アドバイザー等の外部の専門家の知見も活用しつつ、検討を進めていきたいと考えております。

最後に、検討スケジュールですが、令和3年度は優先順位をつけながら検討を進めまして、年度内に一定の取りまとめを行い、速やかに実施できるものは、試行も含めまして順次実施していくこととしています。検討事項が多岐にわたることから、1年で全部やり切るのは難しいと考えられますので、令和4年度につきましても、残された課題について引き続き検討を進めつつ、並行して基本方針やガイドライン等の改定が必要な事項について整理をいたしまして、必要な改定を行ってまいりたいと考えております。

今後の進め方については、以上ですが、先ほど申し上げました政策評価の改善に関するワーキング・グループの設置については、資料2-9を御覧ください。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの説明に対しての御質問、御意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(薄井委員) 薄井です。

(岡会長) どうぞ。

(薄井委員) ありがとうございます。辛口かもしれませんが、御意見を申し上げます。資料の政策評価の改善に向けた取組について①の五つの項目立てですが、この内容については、既に政策評価審議会の提言に盛り込まれている事項をまとめているので、何ら違和感はありません。

ただ、打ち出し方としては、この順番が本当に良いのかなと思います。なぜならば、一体政策評価は何のために行うのだろうかという点でいえば、(2)の政策の改善等への活用、これを重視するというのが、目的の部分に当たると思うのです。

次に、それを具体的にこの中でどのように担保しようとしているかということ、質・量ともにそれを見直そうと言っているわけです。量の部分が、(3)の政策評価の重点化、これによってある種、量的なスケールダウンを行おうという発想です。質の部分は(5)、EBPMの更なる推進ということで、ロジックから見て何を行うかという目標が(2)、その上で、

質・量を伴う見直しの方法論が（３）そして（５）で示されている。

その具体的な方法論ということで（１）になって、「目標管理型評価を実施しなくてもよいことを含め」とあります。これはプロでないと分からない話であり、我々はずっとこの議論をしているので、この意味は大変よく分かりますが、初見でこのペーパーを見た人への訴求力という点でいえば、もう少しこの項目立てについては工夫する余地があるのではないかと思います。

勝手な意見を申し上げて恐縮ですが、私の意見として申し上げました。

（岡会長） ありがとうございます。今の御意見に対して、事務局から何かコメントはございますか。

（辻政策評価課長） ありがとうございます。今、打ち出し方について御指摘をいただきましたが、検討事項の１から５というのは優先順位をつけたものではなく、ニュートラルに検討事項を項目立てさせていただいたものです。先ほども御説明させていただきましたが、どういう優先順位をつけながら今後検討を進めていくのかということについて、ワーキング・グループの中でも御議論いただきながら検討を進めさせていただければと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

（岡会長） ありがとうございます。ほかの委員の方、何か御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、森田部会長、今後の取組について何か御発言があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（森田会長代理） ありがとうございます。今日の報告と、委員の皆様の御発言を伺っていて感じたことを少し申し上げさせていただきます。これまでの政策評価について、随分この審議会で議論してきたところでございます。そもそも、ある社会的な課題を解決するための制度的な枠組み、その基になるアイデアが政策だと思いますが、それが妥当なものであるかどうかということと、それを実施する各府省のオペレーション、活動がきちんと行われているかどうかということとを必ずしも区別せず、一体として議論をされてきたと思っております。

それは、今回のいろいろな提言もそうですが、改革をしていくとき、もう少し見直していこうということと、きちんと制度どおりに動かされていたかどうか、運営されていたかどうかということよりも、むしろ、もっとこうすれば良いのではないかという改善の提言をしょ

うというのが、今回、新しく目指しているところかと思っております。

その辺りにつきまして、観点や何を議論するかということを整理するために、もう少し評価の改善の方向について考えていこうという枠組みを作って動かしていくことになると思いますので、これは大変重要なことで、ぜひ進めていかなければならないと思っております。

今日、伺っていたお話の中で共通して少し気になりましたことと言いましょか、これが改善の論点になるのではないかということ述べさせていただきます。一つは、やはり我が国の人口減少、特に生産年齢人口の減少が非常に効いてきているのかと思いますが、例えば災害の後の様々な計画変更の手続に関しても、結局人手がなかなかいない、非常に作業のコストがかかるということですし、更生保護についても同じようなことが言えると思います。

これをどう改善していくかというのは、恐らく行政の政策を見直していく際の一つの論点になるのではないかと思っております。そこで、やはり今、作業をもう1度分析し直して、その中で、改めて申し上げるまでもないと思いますが、どうしても人間が行わなければならないこと以外はできるだけデジタル化を進めていくとか、そうした視点というのが重要ではないかと思っており、本日もそのような指摘がなされたかと思っております。

個別的な政策の課題もそうですが、横串に刺したような形で問題点を洗い出してきた、その改善策を指摘していくというのも、まさにこの政策評価審議会という、いろいろなものを見て横串で議論ができる場であって、初めて可能になるかと思っておりますので、そういう観点で、これから課題に取り組んでいくことが必要なのではないかと感じております。

そこで、先ほど事務局から説明があったとおり、審議会の提言を踏まえた「政策評価の改善に向けた取組」につきましては、今も少し触れさせていただきましたが、検討事項が多岐にわたっておりますので、何を優先するかということを考えながら、集中的に検討を行っていく必要があるかと思っております。

そのため、先ほど御説明がありましたワーキング・グループを設置して、各府省とも連携しながら具体的な検討を進めていくことが重要であると考えておりますので、皆様に御協力をお願い申し上げたいと思います。

ワーキング・グループの検討状況につきましては、審議会及び部会に適時、御報告することとしたいと考えております。このワーキング・グループについて、この後、御議論いただけたところだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(岡会長) 森田部会長、ありがとうございました。ただいま森田部会長からも御発言が

ありました、「政策評価の改善に関するワーキング・グループ」を政策評価制度部会に設置するとともに、「目標管理型評価ワーキング・グループ」及び「政策評価制度の運用実態の把握等に関するワーキング・グループ」を廃止したいと思います。

また、「行政機関が行う評価に係る実態の把握等に関するワーキング・グループ」を、政策評価審議会に設置したいと思います。

以上、ワーキング・グループにつきまして、皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。御意見があれば、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、皆様方の御賛同をいただいたとさせていただきます。ただいま申し上げたワーキング・グループを設置、又は廃止することといたします。

構成員につきましては、会長である私と森田部会長で別途指名し、後日、事務局を通じて皆様に通知させていただきます。事務局は、通知後、各ワーキング・グループの構成員一覧を本日の会合の追加資料として公表するようお願いいたします。

それでは、議題3に移ります。議題3は、「外来種対策の推進に関する政策評価について」です。本件は、総務省が行う政策評価であり、今回、中間公表を行うに当たって、皆様から御意見を伺うものです。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(辻政策評価課長) 政策評価課長の辻です。資料3を御覧ください。外来種対策の推進に関する政策評価について、御説明いたします。

主に明治時代以降に我が国に持ち込まれてきた外来種、いろいろなものがありますが、我が国の生態系に悪い影響を与えたり、あるいは人の身体や農作物に被害を及ぼすおそれがあるということで、様々な対策が講じられてきております。行政評価局では、この外来種への対策について政策評価を行うため、四つの外来種、ヒアリ、アライグマ、オオキンケイギク、セイヨウオオマルハナバチを選んで、令和元年8月から対策の取組状況を実地に調査してまいりました。

全体的な調査結果については、引き続き精査中ですが、今回審議会の提言におきましても、関係機関による迅速な対応、改善につなげる観点から、最終的に全部まとまってから公表するのではなくて、必要に応じ中間報告を行うなど、柔軟な取扱いを行うべきではないかといった方向性もお示しいただいておりますので、そうした考え方も踏まえ、人体や農作物に被害を及ぼすおそれのあるヒアリとアライグマ、この2種について、まず現段階で整理できた調査結果等について中間報告を行わせていただいたものです。

まずヒアリです。資料2ページを御覧ください。ヒアリについては、平成29年6月に神戸港で初めて確認され、それ以来、国内では、調査した時点のデータとなりますが、56の事例が確認されているものの、現時点では国内での定着が確認されていません。

国は危険性の高い港湾などを対象に定期的に調査を行うなど、その対象を重点化してモニタリングを実施していますが、こうした取組がヒアリの早期発見に効果を上げているものと評価できると考えております。

実は昨日、環境省から報道発表されているのですが、5月に東京港で新たにヒアリが発見された旨、公表されています。これについても、環境省が東京港において継続的に実施している調査の中で発見されたということですので、そういう観点からも、対象を重点化したモニタリングというのが効果を上げていると評価できるのではないかと考えております。

他方、水際対策においては、ヒアリを発見したときの初動対応が非常に重要になるわけですが、現場での防除活動の主体として最前線に立っている地方公共団体の状況を調べましたところ、環境省から地方公共団体に対しヒアリ対策のマニュアルのようなものは示されているのですが、関係機関との連絡体制など、実際の防除に役に立つ取決めが現場において進んでいないといった状況が見られております。

関係府省による「ヒアリ対策会議」の中では、環境省に情報を一元化して、専門家とともに調査、防除の方針を立てるなどの対策を講ずるとされているわけですが、こうした対策が的確に講じられるためにも、現在の取組の評価・検証が必要ではないかと考えております。

次に、アライグマですが、資料の3ページを御覧ください。アライグマはペットとして輸入されたものが野生化し、急速に生息域を拡大して、農作物への被害を生じさせています。アライグマの捕獲、防除の取組についても、現場の主体は地方公共団体、主として市町村となりますが、防除の準備を的確に行うためには、その地域におけるアライグマの生息分布などの情報が重要となります。

しかしながら、地方公共団体の状況を調べてみたところ、環境省から一定の情報が提供されているものの、あまり活用されていないという状況が見られます。その理由をいろいろ調べたところ、環境省から提供される情報の内容に課題があることが明らかになっております。

このため、環境省による情報提供について、現在の取組の検証・評価を行った上で、その在り方を検討することが必要ではないかと考えております。

もう1点、アライグマの捕獲、防除の取組については、外来生物法の枠組みとともに、も

う一つ、鳥獣保護管理法という枠組みがございます。それぞれにメリット・デメリットがあるわけですが、これを整理して総合的な取組方針を示すなど、実務における適切な防除手段の選択を支援する取組を、国として検討すべきではないかと考えております。

説明は以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの説明に対して御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

(前葉委員) 前葉です。

(岡会長) どうぞ。

(前葉委員) ぜひ役に立つ政策評価に向けて、後半で整理していただきたいポイントがございます。アライグマですが、外来生物法と、今日比較していただいた鳥獣保護法は、ともに環境省所管の法律で、前者は駆除、後者は保護という、全く逆のことを狙っている法律なのです。対象は同じアライグマで、これはどのように考えるかということなのです。

令和2年度に外来生物法で駆除している頭数は津市の場合、165頭、鳥獣保護法で捕獲しているものが14頭です。165対14。なぜこれほどに違うかということ、外来生物法では、組織的に駆除しています。つまり、津市の獣害対策チームがいて、ここが170基、小型動物用の捕獲檻を持っていて、これを必要と手が上がったところへすぐ持って行くわけです。そこに檻を置いておくと、アライグマがかかります。それを津市のチームが回収してきて、処理するという形で組織的に行っております。

ところが、後者の鳥獣保護法で有害鳥獣捕獲をする場合は、自分の農地で免許がなくても捕獲できますということで、自力なのです。これは全然捕獲方法が違うわけです。この二つの法律が生きていて、どちらをどのように使うかということで、市町村の意見では鳥獣保護法のほうが対応しやすいという意見が出ています、と中間報告に書いてありますが、それはそうだと思います。

それはなぜかということ、自分の農地で行う限りにおいてはそうなのです。ところが、大量に出ていますから、これを大量に捕獲するには、恐らく外来生物法のほうが良いのです。同じようなことがハクビシンでも起こっています。ハクビシンは、外来種でありながら、特定外来生物でないものですから、この鳥獣保護法でしか捕獲できないのです。鳥獣保護法だけでいくと、このアライグマの165対14という差にありますように、ハクビシンはほとんど捕れないと、困っているということです。

結論なのですが、環境省は、よく農林水産省や地方公共団体の農林部局の意見を聞いて、

この二つの法律が何を目的として、政策目的を実現しようとしているのかを、よく実態に合わせて判断してほしい。恐らく、環境省の中での縦割りで、それぞれの法律を持っている人がこの法律は自分の世界、こちらの法律は自分の世界と決めているのですが、アライグマの実態をよく確認してほしいという感じがいたしております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。大変、興味深い御意見をいただきました。

ほかの委員、いかがですか。よろしいですか。

アライグマではないのですが、イノシシや鹿の農業・林業への被害問題の解決という大きなテーマで、私も、農林水産省や林野庁と議論したことがございます。農林水産省は、被害を食い止めるために捕獲するという観点で考えているのではないかと思いますので、前葉委員のコメントにもありましたように、このアライグマの問題についても、環境省は管轄の法律だけを見るのではなく、農林水産省と連携する必要があるのではないのかと感じました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、本日の議論を踏まえまして、更に検討を進めていただきたいと思います。

続きまして、議題4に移ります。議題4は、「政策評価制度部会に係る取組の状況について」です。まず、事務局から報告をお願いいたします。

(辻政策評価課長) 政策評価課長の辻です。政策評価の関係の報告事項が2点ございます。まず、資料4-1を御覧ください。令和2年度の公共事業に係る政策評価の点検結果についての御報告です。

これは、本年3月10日に既に関係府省に通知、公表しております。1枚おめくりいただきまして、令和2年度の点検結果の概要でございます。各府省は、公共事業を実施する際に政策評価を行うこととされており、これについて総務省は毎年度、対象を決めて点検を実施しております。

令和2年度は、鉄道整備事業や道路・街路樹業など、これまでに点検を実施していない、あるいは前回の点検から長期間が経過している事業区分を対象に、22事業の評価を点検いたしました。その結果、評価事項の見直しなど、評価の運用の改善を指摘したものが6件、それから便益が過大計上されていた評価について、そのやり直しを指摘したものが2件ございましたが、令和2年度の主な事例として二つ挙げさせていただいております。

まず、一つ目ですが、鉄道の駅のホームドア整備事業です。この事業の評価書を見ますと、

事業の効果について、ホームからの転落や列車との接触事故防止に資するというような、ある種、紋切り型の記載しかなくて、なぜこの駅に優先的にホームドアを作る必要があるのかといったことが分からない評価になっておりました。このため、個々の事業の必要性などを外部から検証できるよう、個々の事業背景を評価書に記載することなどを求めることとしたものです。

それから、二つ目ですが、新潟駅の高架化、これは信越本線を高架化することに伴います連続立体交差事業という複合的な事業です。これは、高架化により街が一体化するということで、非常に幅広い便益が生じるわけですが、その分、予算もかかるという事業です。

本事業の評価書におきましては、道路事業ということで、時間短縮効果や事故防止効果などの、いわゆる道路3便益については明示されているものの、これらの道路3便益については全体の4分の1にとどまり、その他の14便益については、全体の75%を占めるにもかかわらず、まとめて「その他便益」として示されていたものです。

このため、その便益の内容が外部から検証できるように、内訳を示すことなどを求めることとしたものです。

いずれも、今後、同様の事業が実施される際には、今回指摘した点が生かされることになるものと考えております。

公共事業の点検については以上です。

それからもう1点、資料4-2を御覧ください。表紙の次の2枚目を御覧いただければと存じます。行政評価局では、政府におけるEBPMの取組の一環として、EBPMのリーディングケースの提示を目指し、関係府省、学識経験者とともに政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を、平成30年度から実施しており、令和2年度は2件の共同研究を実施しております。

まず一つ目が、視覚障害のある児童・生徒に対するデジタル教科書の教育効果についてです。一般的に使われている紙の拡大教科書、これは持ち運び等に不便なので、デジタル教科書を用いた場合に支障なく教育できるかどうか検証したのですが、結論としましては、利便性の高いデジタル教科書、これが紙の拡大教科書と同等以上に有効であることが確認できたというものです。

二つ目ですが、これは消防庁の事業で、#7119というものです。これは救急車を呼ぼうかどうか迷ったときにここに電話すると、専門家が電話に出てくれまして、救急車を呼んだほうが良い、あるいは、しばらく様子を見て大丈夫といった助言をもらえるサービスであり、

現在、東京や大阪などの大都市を中心に導入されています。

近年、救急車の需要が逼迫する中で、消防庁としては、この#7119を全国展開していきたいと考えておりますが、この政策を展開していくに当たり、実際に導入効果があるのかどうかを客観的に検証しようとしたもので、導入済地域と未導入地域を統計的な手法等を用いて比較したところ、実際に効果があることが確認できたというものです。

内容は以上です。提言においても、「納得できる評価」ということで、EBPMの推進が柱の一つになっておりますので、引き続きこうした取組を充実させていきたいと考えております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの報告について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしましたので、第23回政策評価審議会と第26回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。

本日は、お忙しいところ御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

(以上)